

第二期京都市動物愛護行動計画に基づく取組予定（令和４年度）について

1 計画の目的

本市では、平成２１年度に京都市動物愛護行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定し、野良猫対策や収容動物の削減、譲渡事業の拡充など様々な取組を進めてきたところであり、平成２６年には、京都府と協働で「京都動物愛護憲章」を制定、平成２７年には「京都動物愛護センター」を設置するなど、先進的に取り組んできました。

また、これまでの取組を検証するとともに新たな課題にも対応していくことを目的として、令和２年度に第二期計画を策定しました。

本市では、市民、事業者、関係団体、ボランティア等と力を合わせて第二期行動計画を着実に実施していくことにより、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指してまいります。

2 計画の期間

令和３年度～令和１２年度（１０年間）

3 指標項目と指標値

第二期行動計画においては、府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る事項を指標項目とし、これまでの第一期行動計画での実績や令和２年４月に国からしめされた基本指針の趣旨を踏まえて、より高い指標値を設定します。

【指標一覧】

指標項目		基準値 (H30)	実績		指標値 (R12)	H30 比
			(R1)	(R2)		
引取数	犬	１５頭	１９頭	１６頭	６頭	60%減
	猫	４２頭	５２頭	５２頭	１５頭	60%減
返還・ 譲渡率	犬	６２％	９６％	５９％	１００％	
	猫	１９％	２０％	３０％	３０％	
殺処分数	犬	①	１４頭	１５頭	３１頭	(収容数減の取組)
		②	０頭	０頭	０頭	
		③	１２頭	２頭	７頭	(収容数減の取組)
	猫	①	１０８頭	９９頭	９５頭	(収容数減の取組)
		②	４８８頭	５００頭	３３７頭	２００頭 60%減
		③	１３４頭	１１３頭	１２０頭	(収容数減の取組)

[語句の定義]

引 取 数：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数

返還譲渡率：{(返還数) + (譲渡数) / 収容数} × 100

返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数

譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち、新しい飼い主へ譲り渡した頭数

収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

殺 処 分 数：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できる限り苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼養管理中に死亡したものを含む。）

※ 基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない。（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取後の死亡

4 指標値達成に向けた具体的な取組

「京都動物愛護憲章に掲げる5つの理念を核とし、それぞれについて府市協働で、あるいは、地域特性を踏まえて本市独自で取り組んでいく。



I 動物を思いやりましょう。

<収容動物の返還・譲渡の推進>

民間団体等と連携した譲渡事業の推進

- ・ 動物愛護センターに収容されている動物について、ボランティア等と連携し、商業施設等における展示企画等によりPRする。

京都動物愛護センターからの収容動物に関する情報発信

(ホームページ、SNS等の活用)

- ・ ホームページ、Twitter, Facebook, Instagram, YouTubeにより、動物愛護センターで新しい飼い主を募集している犬猫について情報発信を行う。
- ・ ボランティアと協働で撮影した犬猫の写真による情報発信等により、動物愛護センターSNSアカウントのフォロワー増に努める。

マイクロチップ装着の普及促進（所有者等の明示の推進）

- ・ ホームページ等による情報発信に加え、動物愛護週間における事業や、総合防災訓練や防災啓発イベント時のパネル展示等により、マイクロチップ装着の啓発を行う。
- ・ 平成27年度から開始したマイクロチップの装着助成制度により、獣医師会と連携し犬猫へのマイクロチップの装着の普及促進を図る（年間上限1,000頭。施術費用については、獣医師会が負担し、飼い主は情報登録料1,050円を負担する。）。

新規

- ◎ 改正動物愛護管理法によるマイクロチップ装着義務化について、犬猫を取り扱う犬猫等販売業者や動物愛護団体には、全施設へ郵送で周知するとともに、動物愛護センターの定期監視等で不適切な事例が判明した際にはマイクロチップ装着等の法令遵守を指導するなど、厳正に対応していく。

新規

- ◎ 令和4年6月1日以前にマイクロチップを装着かつ登録している飼い主への法施行後の指定登録機関への再登録を含め一般の飼い主に対しては、国・指定登録機関による啓発だけでなく、本市においても京都市獣医師会との協働による動物病院での周知を進めていく。

＜マイクロチップ助成実績＞

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
施術病院数	40 病院	75 病院	76 病院	79 病院	81 病院	83 病院
犬	321 頭	209 頭	198 頭	261 頭	243 頭	320 頭
猫	232 頭	424 頭	404 頭	453 頭	576 頭	680 頭
計	553 頭	633 頭	602 頭	714 頭	819 頭	1,000 頭

子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実

- ・ 動物愛護センターに収容した約1ヵ月齢の子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼養していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア」との協働により、猫の譲渡促進を図る。

新規

- ◎ 多頭飼育崩壊を起こした飼い主からの引取りなど、1度に多頭の犬猫を引き取る事案があった際にも1頭でも多く新しい飼い主につなぐことのできる体制の強化を図るために、成猫の一時預かり制度についても研究する。

＜子猫の一時預り在宅ボランティアの実績＞ボランティア登録数（R3）：40名

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ボランティアが預った猫数※	43 頭	39 頭	70 頭	54 頭	70 頭	63 頭

※これらの猫については、全て譲渡済み

府市連携による広域譲渡事業の実施

- ・ 譲渡対象となる犬猫だけでなく、譲渡を希望される方の情報も府市で一元管理し、効果的かつ効率的な譲渡事業を行う。

「京都方式」による犬の譲渡の推進

- ・ 無駄吠えや咬みぐせ等の問題行動のある犬について、専門家によるトレーニングにより矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」を推進し、少しでも多くの犬を譲渡できるよう取り組む。
- ・ 動物愛護センターから譲渡した犬については、新しい飼養環境にすぐに馴染めず、問題行動が発生することもあるため、希望者には「京都方式」による飼い方をアドバイスする「飼い方相談アドバイザー」により、譲渡犬の飼養断念の防止や適正飼養の啓発に取り組む。

「京都夜間動物救急センター」における獣医師会との連携

- ・ 夜間に発生した動物の事故や病気の治療に対応することにより、一つでも多くの動物の命を救うため、平成27年5月に動物愛護センター内に診療施設を設け、（公社）京都市獣医師会（以下、「獣医師会」という。）が「京都夜間動物救急センター」を運営している。
- ・ 動物愛護センターに収容された負傷犬猫は、獣医師会会員獣医師の助言等を得ながら、治療を行う。

Ⅱ 動物のことを学びましょう。

<教育機関との連携による動物愛護教育の実施>

動物愛護副読本を活用した子ども向け動物愛護教育の実施

- ・ 動物愛護教育を担う教育委員会や京都市獣医師会などの協力を得て製作した「命の大切さ」、「動物との正しいかかわり方」をテーマとした動物愛護副読本「いきものとなかよし」については、各学校に授業で活用いただくよう依頼したうえで、市内小学校1年生全生徒に配布する。

<副読本の配布実績>

	H28	H29	H30	R1	R2
小学校数	166 校	164 校	165 校	163 校	161 校
対象生徒数	約 11,000 名	約 10,800 名	約 10,100 名	約 9,800 名	約 9,400 名

- ・ 幼稚園、保育園、児童館については、すでに配布している動物愛護副読本を基にした紙芝居等の活用を依頼する。

<紙芝居の配布実績>

市立・私立幼稚園	116 園
市立・私立保育所	270 園
児童館	141 箇所

学校教育現場における出前講座の実施

- ・ 認定 NPO 法人のスタッフや動物愛護センターの獣医師、動物愛護ボランティアが講師となって保育園、幼稚園、小・中学校等に出向き、「命の大切さ」、「飼い主の責任」、「犬との正しい接し方」、「ワーキングドッグの役割」等について啓発を行う「きょうとアニラブクラス」について、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を注視し、開催を検討する。

＜きょうとアニラブクラス実績＞

	H28	H29	H30	R1	R2
校数	11校	18校	17校	18校	コロナ拡大防止のため中止
受講者数	約700名	約900名	約1,400名	約1,200名	

新規

- ◎ 年齢層の高い子どもへのアプローチとして、各年代の子どもに応じた動物愛護教育を研究し、学習時間等に活用できるような動物愛護カリキュラム（仮称）を検討する。

ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発

- ・ 「いのちの教室」や「動物愛護週間（9月20日～9月26日）事業」等の機会を通じてワーキングドッグ（盲導犬等）を紹介し、その役割等について啓発を行う。

動物園と連携した動物愛護精神の啓発

- ・ 動物関連施設として、京都市動物園と情報共有を行うとともに、本市が作成する動物愛護に関するリーフレット等の配布に協力していただくなどの連携を図る。

Ⅲ 動物との正しい関わりを考えましょう。

＜所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の推進＞

京都市まちなこ活動支援事業の推進

- ・ 地域に暮らす野良猫を、住民の合意の下、地域のルールに基づいて適切に飼養するとともに、野良猫に避妊去勢手術を施し、一代限りの命を全うさせることにより、将来的にその地域の野良猫を減らす「まちなこ活動」を支援するための取組の推進を図る。

新規

- ◎ 「まちなこ活動」への支援の取組みとして、避妊去勢手術の無償実施、手術強化期間の設定等で野良猫の増加防止に努める。
- ・ 「まちなこ活動」が進むにつれて、猫が保護器を警戒するようになり、捕獲が難しくなっている地域があるため、捕獲効率を上げるために、活動者に対して、餌や保護器設置の工夫について助言するなど、活動の推進を図る。

＜まちねこ活動支援事業による手術頭数及び登録地域数＞

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
手術頭数（頭）	204	159	143	148	195	172
オス（頭）	88	67	67	71	106	90
メス（頭）	116	92	76	77	89	82
登録地域数（地域）	157	181	203	226	254	277

- ・ まちねこ活動支援事業の検証結果を含め、ホームページや市民しんぶん等により情報発信することで、まちねこ活動の推進を図る。

＜まちねこ活動支援事業の検証（R2 実施）結果＞

活動年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
猫が減った地域の割合（％）	62	41	83	70	75	100	100	100	100
1地域当たりの減った頭数（頭）	0.69	0.14	1	3	5.1	8.7	13	10.5	4

野良猫への不適切な餌やり行為防止にむけた取組

- ・ 餌の放置や猫の糞尿などによる生活環境の悪化等の苦情に対しては、医療衛生センターが現地確認し、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（以下「マナー条例」という。）に基づき、給餌者に不適切な給餌を改善するよう指導する。
- ・ 給餌者が特定できない場合には、野良猫への不適切な給餌が問題になっている地域の住民に対し、求めに応じて啓発プレートを配布し、不適切な給餌者に対して是正するよう啓発する。また、動物愛護センターが広報車による広報活動を実施するほか、地域の方と行政が一体となって街頭啓発等を行う“地域ぐるみの啓発活動”を実施する。
- ・ まちねこ活動によらず、地域猫活動を行う場合は、マナー条例に定める野良猫への給餌基準に基づき、周辺住民の生活環境を悪化させることなく適切に行うよう、指導する。

＜多頭飼育崩壊対策＞

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策の実施

- ・ 本市では、「不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷条例」）」を平成26年12月に施行しており、ごみ屋敷の住人に対して福祉部局等の関係部署が連携して対応しており、多頭飼育崩壊の事例に対しても、当該条例の枠組みを活用して関係部署等が連携し、保健師による寄り添い支援の協力を得て、避妊去勢手術の実施や犬猫の引取り等により生活環境の改善を目指す。

新規

- ◎ 地域包括支援センター等社会福祉施策に関連のある職員を対象にした研修の回数を増やすことによる連携強化を図るとともに、多頭飼育崩壊に至らないようにするため、福祉関係職員が配布できるような分かりやすい啓発チラシを作成するなどの取組を進める。

- ◎ 「京都市動物愛護推進会議」に有識者等によるワーキンググループを設置し、社会福祉施策との連携事業等について具体的な協議を行っていく。

無秩序な犬猫の繁殖を抑制するための避妊去勢手術の推進

- ・ 飼い主が望まない無秩序な繁殖による多頭飼育崩壊、引取り、遺棄等を防止することを目的として、飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術の助成を行う。

<助成金額> 2,500 円／頭（獣医師会からも同額助成）

<年間上限助成頭数> 1,000 頭

<助成実績>

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	262	252	261	266	315	303
猫	571	581	572	567	685	697
計	833	833	833	833	1,000	1,000

IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

<飼い主責任の徹底>

終生・適正飼養に関する啓発

- ・ 動物愛護管理法の規定に基づき、医療衛生センター及び動物愛護センターにおいて、飼い主から犬猫の引取依頼があった際には、終生飼養について再考する機会を確保するため、原則、引取らないこととし、新たな飼い主を探すよう指導する。
- ・ それでもなお、やむなく引き取らざるを得ない場合でも、引取日時を指定することで、犬猫を家族として迎えた時の気持ちを思い起こし、引取りを考え直す時間的猶予を与え、安易な犬猫の放棄の抑制に努める。

<飼い主からの引取数>

単位：頭

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	23	32	19	15	19	16
猫	56	50	25	42	52	52

- ・ 京都市の公式ホームページ「京都市情報館」や、動物愛護センターホームページ、市民しんぶん及び啓発パネル等により、本市における犬猫の引取・殺処分頭数等に関する現状を公表し、終生飼養の重要性を訴える。
- ・ 小・中学校等に出向き、「命の大切さ」、「飼い主の責任」、「犬との正しい接し方」、「ワーキングドッグの役割」等について啓発を行う「いのちの教室」について、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を注視し、開催を検討する。
- ・ 飼い主が望まない無秩序な繁殖による多頭飼育崩壊、引取り、遺棄等を防止することを目的として、獣医師会との協働により、飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術の助成を行う。

「犬・猫と楽しく暮らすための教室」,「飼う前に考えよう講座」等の定期的な開催

- 動物愛護センターにおいて、毎月、様々なテーマのイベントを開催し、同センターの機能や役割を周知するとともに、適正飼養等の普及啓発を行う。(令和4年度イベント計画は参考資料3※参照)

新規

- ※ 令和3年度京都動物愛護センター運営委員会(令和4年2月に書面開催)資料から抜粋
- ◎ 「ウィズコロナ」時代における新しい生活スタイルに対応するため、動物愛護センターのイベントをリモートで開催し、イベント後もSNSによる見逃し配信することにより、より多くの方のイベント参加を可能とするだけでなく、普段、動物愛護センターに来所できない方や発信力のある若い世代へのアプローチ手段となるよう工夫していく。

咬傷事故の未然の防止の徹底

- 咬傷事故が発生した際は、医療衛生センター及び動物愛護センターが、人を咬んだ犬の飼い主に対し、けい留義務や散歩時の注意事項など、事故の原因に応じた再発防止を指導する。

＜咬傷事故の発生件数＞

単位：件

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	48	53	31	45	33	36

- 咬傷事故の発生を未然に防止するために、動物愛護センターでは専門家から犬の習性やしつけ方を学ぶ「犬と楽しく暮らすための教室」を開催する。

犬の登録・狂犬病予防注射接種の徹底

- 狂犬病予防法に基づく登録と注射を動物愛護センターのドッグラン等の利用条件とし、登録・注射率の向上を図る。
- これまでの狂犬病予防集合注射から、より安全な各動物病院での個別注射を推奨していく。
- 市政広報板の掲示や市民しんぶんの掲載、全戸回覧等により犬を飼養している全世帯に向けた情報発信を行う。

周辺への迷惑行為防止の徹底

- 医療衛生センター及びコーナーに寄せられた犬猫の苦情に対しては、医療衛生センターが現地確認を行ったうえで、飼い主に対して適正な飼い方の指導を行う。
- 飼い主が特定出来ない苦情発生地域に対しては、動物愛護センターが適正飼養について、広報車による広報活動を実施したほか、地域の方と行政が一体となって街頭啓発等を行う“地域ぐるみの啓発活動”を実施する。
- 犬のふんの放置や猫への不適切な給餌が問題になっている地域の相談者に啓発プレートを配布する。
- 猫が私有地に侵入してくるという苦情の相談者には、猫が嫌がる超音波を発生する機械を医療衛生センター及びコーナーに配備し、希望者に無料で貸し出す。

- ・ 野良猫で困っている地域の相談者に対しては医療衛生センターから「まちなこ活動支援事業」を紹介し、その取組を支援等する。
- ・ 猫の室内飼養を徹底するようホームページ等を用いた情報発信を行い、飼い猫が自宅以外の場所に侵入して近隣に迷惑がかからないように啓発する。
- ・ 猫の譲渡希望者に対しては、屋外での交通事故や感染症罹患のリスク等を説明するとともに、動物愛護センターの猫の飼育モデルルームを参観することで室内飼養を徹底するよう求める。

特定動物の飼養者としての管理責任及び法令遵守の徹底

- ・ 動物愛護センターは、特定動物の所有者に対し、終生飼養の徹底について啓発するとともに、必要に応じて飼養状況の確認を実施する。

新規

- ◎ 令和元年の改正動物愛護管理法により、令和2年6月1日から愛玩目的で特定動物を新しく飼うことができなくなったことを受けて、特定動物を取り扱う販売業者等に対し、改正内容の周知を徹底する。

<特定動物(人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)の飼養状況>

令和2年度全飼養施設数：27施設（許可件数：90件）
（特定動物の種類：ヘビ、ワニガメ等）

動物の遺棄・虐待の防止（罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携）

- ・ 京都市、京都府、京都府警察による「動物愛護管理事業推進連絡会」での情報共有、動物愛護センターを京都市・京都府共通の動物虐待通報相談窓口として位置付けるなど、府市連携による取組を進める。
- ・ 虐待に係る情報が寄せられた場合は、医療衛生センターが現地確認を行ったうえで、飼い主に対して適正な飼い方の指導を実施する。
- ・ 動物愛護センターでは、ペットの飼い方に悩んだ飼い主が安易に遺棄しないように、「犬猫と楽しく暮らすための教室」など適切な飼育方法についての講習会の開催や相談に対応する。

<ひとり暮らし高齢者への対応>

社会福祉施策と連携したひとり暮らし高齢者への対応

新規

- ◎ 高齢者のペットの飼養実態に関するアンケート結果については、ペットホテル等の民間事業者等に情報提供し、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるような枠組みを検討する。
- ・ 動物愛護センターは「ペットのための終活セミナー」等のイベントを開催し、民間やNPO団体等によるペット保険やペットの互助会といった制度等の情報発信に努める。

- ⑨ 飼い主である高齢者の先行きを考え、あらかじめペットの行く末をどうするのか決めておくよう周知するため、「京都市動物愛護推進会議」に設置するワーキンググループでペットを飼う高齢者が備えておくべき事項を記した高齢者や介護関係者に役立つチラシの作成等を検討する。

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

<動物愛護ボランティア等との協働>

動物愛護センターボランティアスタッフとの協働

- ・ 動物愛護に関する関心と高い意識を持つボランティアスタッフに、動物愛護センターに収容されている犬猫の飼養管理補助や来所者への案内等を行っていただく。
- ・ 新たなボランティアスタッフの養成講座や登録されているボランティアスタッフの研修会を開催することにより、必要な知識や技術の習得及び向上を図る。
- ・ ボランティアスタッフが主体となって企画する機関紙、展示、子ども向けイベント「きょうとアニラブクラス」の開催など独自の取組を進める。（令和4年度ボランティア事業計画は参考資料4※参照）

※ 令和3年度京都動物愛護センター運営委員会（令和4年2月に書面開催）資料から抜粋

<ボランティア登録数>

登録時期	第6期 (H30)	第7期 (R1)	第8期 (R2)	合計
ボランティア登録人数※	25	43	31	99

（平成30年3月に第1期，第2期，平成31年3月に第3期，令和2年3月に第4期，令和3年3月に第5期のボランティアスタッフは卒業）

登録時期	第1期 (H25)	第2期 (H26)	第3期 (H27)	第4期 (H28)	第5期 (H29)	合計
ボランティア登録人数※	32	34	30	32	42	170

※ 各登録年度当初の人数

動物愛護推進員を対象にした研修会の実施

- ・ 第9期(令和4年8月1日～令和6年7月31日)動物愛護推進員として、「京都市保健協議会連合会」，「京都市獣医師会」，「認定NPO法人アンビシャス」，「京都動物愛護センター」から推薦を受けた方（計30名）に委嘱し，本市の動物愛護事業等についての研修を行う。

動物愛護行政に精通した職員の育成

- ・ 国や自治体が開催する各種研修会に参加し，他都市における動物愛護事業についての情報収集や意見交換を行う。

- ・ 本市動物愛護新任担当職員に対する動物愛護事業に係る研修を実施し、事業の効果的な推進方法等について理解を深める。

＜動物愛護の情報発信及び協働の推進＞

動物愛護に係る事業や取組の配信（ホームページ、SNS等の活用）

- ・ ホームページやSNS（twitter, facebook, instagram, YouTube）、市民しんぶん等の広報媒体を積極的に活用するとともにボランティアとの協働による機関誌の配布等により動物愛護行政に関する情報発信を実施する。

京都市動物愛護事業推進基金の周知啓発

- ・ 動物愛護センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに、所要の財源を確保するために設立した「京都市動物愛護事業推進基金」について、基金の使い道や金額を公表することで、さらなる寄附金の獲得に努める。

＜実績（寄附金額及び件数）＞

	件数	金額
H27	99	4,817,002 円
H28	108	23,324,405 円
H29	115	9,414,906 円
H30	114	8,885,070 円
R1	114	3,123,479 円
R2	181	8,817,449 円

- ・ 令和3年度からは京都市へのふるさと納税寄附金の使い道に「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現」を追加しており、本市の動物愛護施策への寄付を行いやすい環境を整えるために、「動物愛護事業推進基金への寄付」というチャンネル以外の方法も積極的に活用する。

ふるさと納税における「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現」への寄附金収入実績（令和3年11月末）：102,524,000 円（704 件）

- ・ LINE株式会社の運営するSNS「LINE」において、京都動物愛護センターマスコットキャラクターの「京ちゃん」、「都ちゃん」を活用したスタンプの有償（1セット120円）配信の周知に努める。

＜LINE スタンプ販売実績＞

	京ちゃん	都ちゃん	第2弾	府市収入額
H28	333 個	175 個		¥16,223 円
H29	298 個	173 個		¥15,387 円
H30	625 個	511 個	1,558 個	¥86,192 円
R 1	216 個	121 個	397 個	¥23,844 円
R 2	156 個	68 個	223 個	¥15,886 円

＜ペットに係る災害時の対策＞

ペットとの同行避難に向けた避難所での受入体制の構築

- ・ 指定避難所において、災害時に飼い主がペットを連れて避難できるよう、避難所向け手引書「ペットの避難どうしよう？」をもとに、医療衛生センター及び区役所・支所の総務防災担当の職員が、各避難所の運営者及び管理者にペットの同行避難の必要性等の説明や助言等を行うとともに、地域におけるペットとの同行避難訓練や避難所運営マニュアルの改定等をサポートする。
- ・ 各区総合防災訓練や学区の防災訓練等の機会をとらえ、ペットの避難に関する啓発ブースの設置やデモンストレーションを行い、飼い主に対して普段からのペットのしつけや避難用品の備えについて啓発する。

災害時の放浪動物の保護や飼い主に対する飼養継続の支援

新規

- ◎ 動物愛護センターを拠点とした災害時における放浪動物の保護等に係る体制を獣医師会との連携のもと検討する。
- ・ 避難所にペットと同行避難された飼い主等への飼養継続の支援に係る体制について協定締結団体等と検討する。

京都市獣医師会、動物愛護団体及び民間団体などの関係団体との災害時における連携体制の構築

- ・ 協定締結団体に対して本市が実施する防災訓練や動物愛護事業への積極的な参加を求めていくなど、協力体制の構築に努めるとともに、円滑な救護活動が協働できるよう、新たに民間団体（ペット産業に関連した民間企業や動物愛護団体など）との協定締結を検討する。

＜協定締結団体＞

協定書	締結日	相手方	概要
災害時の動物救護活動に関する基本協定書	平成 29 年 5 月 25 日	公益社団法人 京都市獣医師会	・ 被災動物に対する応急手当 ・ 飼い主からの動物に関する健康相談 ・ 会員動物病院における施設、設備、物資の供給
災害時における飼い主等への支援に関する協定書	令和 2 年 10 月 23 日	認定NPO法人 アンビシャス	・ 避難所運営者からペットの受入に関する相談対応 ・ 飼い主等からの避難所等での飼養に関する相談対応 ・ 被災動物への支援等に関する情報の収集・発信
災害時における動物の飼養・保管に関する物資の提供協力に関する協定書	令和 2 年 10 月 23 日	近畿ケネル 協同組合	・ 保有する物資の提供 ・ 物資の運搬
災害時における動物の飼養・保管に関する物資の提供の協力に関する協定書	令和 3 年 6 月 30 日	日本ヒルズ・ コルゲート(株)	・ 保有する物資の提供 ・ 物資の運搬

＜動物取扱業者の監視指導＞

動物取扱業者に対する監視指導と違反業者に対する厳正な措置等

新規

- ◎ 改正動物愛護管理法によるマイクロチップ装着義務化等について、犬猫を取り扱う犬猫等販売業者（第一種動物取扱業者）や動物愛護団体（第二種動物取扱業者）には、全施設へ郵送で周知する。
- 犬猫を50頭以上扱う第一種動物取扱業者、新規登録施設及び登録更新（5年更新）施設並びに苦情等発生施設については、動物愛護センターが現地調査により飼養施設が遵守基準に合っているか等を確認し、不適切な事例が判明した場合は法令遵守を指導するなど厳正に対応する。

＜第一種動物取扱業＞（※）

令和2年度末施設数：500施設（登録件数：667件）

※ 動物愛護管理法で、ペットショップなど営利性のある動物取扱業は「第一種動物取扱業」の登録が義務付けられている。

【第一種動物取扱業種一覧】

業種	業の内容	業者の一例
販売	動物の小売及び卸売並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	・ペットショップなど
保管	保管目的で顧客の動物を預かる業	・ペットホテル、トリミング ・ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	・ペットレンタル ・映画等のタレント・撮影モデル
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	・動物の訓練・調教業者 ・出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物との触れ合いの提供を含む。）	・動物園 ・水族館 ・動物ふれあいパーク など
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設け、競りによる行う業	・動物オークション（会場を設ける場合）
譲受飼養	有償で動物で譲り受けて飼養を行う業	・老犬老猫ホーム

＜第二種動物取扱業＞（※）

令和2年度末施設数：10施設（登録件数：15件）

※ 動物愛護管理法で、一定数以上の動物を非営利で扱う場合（譲渡や展示など）は「第二種動物取扱業」の届出が義務付けられている。

【第二種動物取扱業種一覧】

業種	業の内容	業者の一例
譲渡	保護・引き取った動物を第三者に譲る業	譲渡のための飼養施設を有する動物愛護団体
保管	動物を預かり一定期間飼養した後、飼い主に返還する業	一時保護をする飼養施設を有する動物愛護団体
貸出し	動物を貸し出す業	盲導犬等は無償で貸与する団体
訓練	動物の預かり及び訓練を行う業	ボランティアの預かり訓練
展示	動物を見せ、触れ合せる業	無料の動物園、アニマルセラピーを行う団体

動物取扱業者に対する研修会の実施

- ・ 動物愛護管理法により、動物取扱責任者が受講することが義務付けられている動物取扱責任者研修会を開催し、適正な飼養管理基準やマイクロチップ装着義務化等を周知する。

動物取扱業者への動物の販売時における購入者への説明責任の徹底

- ・ 動物取扱業者に対して、動物愛護管理法により義務付けられている購入者への適正飼養に係る情報提供等について遵守するよう指導する。